

第4期上山市環境率先行動計画

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和元年5月

上 山 市

目 次

第1	計画策定の趣旨	
1	地球温暖化対策の国内の動向	1
2	第4期環境率先行動計画策定の趣旨	1
第2	計画策定の方針	
1	前計画策定経過及び概要	2
2	排出量の算定範囲及び算定方法	2
3	排出量の推移	2
4	目標年度の種別温室効果ガス排出量	4
5	目標年度における要因別温室効果ガス排出量	4
6	計画策定の方針	4
第3	基本的事項	
1	目的	5
2	対象とする範囲	5
3	対象とする温室効果ガス	5
4	基準年度・計画期間・目標年度	6
5	位置づけ	6
第4	温室効果ガスの削減目標	
1	目標設定の考え方	7
2	温室効果ガス総排出量に関する数値目標	8
3	社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標	9
第5	温室効果ガス削減の基本方針	
1	目標達成に向けた取組みの基本方針	10
第6	具体的な取組事項	
1	省エネの推進	10
2	物品等の合理的な購入と使用及び管理	11
3	公用車の適正使用の推進	11
4	用紙と水道使用量の抑制	11
5	再生可能エネルギーの利用促進と施設の建築、 管理における配慮	12
6	職員の環境保全意識の向上	12
7	温室効果ガスの吸収源対策	13
第7	計画の進行管理	
1	推進体制	13

第1 計画策定の趣旨

1 地球温暖化対策の国内の動向

地球温暖化とは、人為的な温室効果ガスの排出量の増加により地球表面の大気や海洋の平均温度が長期間に上昇する現象であり、我が国においても、異常気象による被害増大、農作物や生態系への影響等が予測されています。

国は地球温暖化対策として、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めています。また、平成28年には、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

計画では、具体的な温室効果ガス削減の目標や温暖化対策・施策などを示し、この中で、地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の規範となるべきことを目指すべきであるとし、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（「地方公共団体実行計画事務事業編」）を策定し実施すると掲げています。

《主な国の動き》

平成27年7月	2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を国連に提出
平成27年12月	「パリ協定」採択 産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度より十分下回る水準に抑え、1.5度に抑える努力を追求する。条約国196全ての国・地域が対象。各国は削減目標を国連に提出、達成のための国内対策を義務づける。
平成28年5月	「地球温暖化対策計画」決定 日本は、中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%削減することを目標とする。
平成28年11月	「パリ協定」発効

2 第4期環境率先行動計画策定の趣旨

本市では、上山市快適環境条例(平成10年条例第3号)に基づき、平成28年3月に環境施策の総合的な指針である「第2期上山市快適環境基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。その中で「生活環境の保全」「循環型社会の形成」「地球温暖化防止・再生可能エネルギー」「自然との共生」「環境教育・学習の推進」の5つを基本目標に掲げ、市の役割として、施策や計画を行うとともに、環境保全に関する行動を率先して行うことを明らかにしています。

市の事業における環境活動については、資源の効果的な利用やリサイクル、温室効果ガスの排出抑制など、職員がそれぞれの職場で日常的に取り組むべき項目を定めながら行動し、環境負荷の低減に向け取り組みを推進するための環境率先行動計画をこれまで第1期から第3期までを策定、温室効果ガスの削減に努めてきました。

第4期上山市環境率先行動計画（以下「第4期行動計画」という。）は、これまでの計画の実績を踏まえながら、基本計画における目標の実現に資する内容になるように策定します。また、国内外の地球温暖化対策の動向から、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として策定し、更なる環境負荷の低減と地球温暖化防止に向け積極的に取り組んでいくものとします。

第2 計画策定の方針

1 前計画策定経過及び概要

本市では、平成25年3月に「第3期上山市環境率先行動計画」（以下「第3期行動計画」という。）を策定し、基準年度（平成22年度）より、計画最終年度（平成28年度）の温室効果ガスの5パーセント以上削減を目標としました。また、用紙類使用量、上水道使用量、電気使用量、燃料使用量などの各項目の削減目標も定めています。

2 排出量の算定範囲及び算定方法

第3期行動計画における各温室効果ガスは、次の活動から発生したものを対象としています。

【表1】 対象とする温室効果ガスの種類（第3期行動計画）

温室効果ガスの種類	温室効果ガスを発生する主な活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料（灯油・ガス・重油等）の使用 自動車用燃料（ガソリン・軽油）の使用 電気の使用、廃棄物の処理（廃プラ）
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行 下水道の処理
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行 廃棄物処理（一般廃棄物）
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車のエアコン使用

また、温室効果ガス排出量の算定範囲を、市が直営で行う事務事業とし、市直営の施設のみを対象としているため、指定管理の施設は対象外とし、排出係数は、基準年度の係数を固定して使用することにしています。

（参考）

温室効果ガス排出量(CO₂換算) = 活動量(使用量等) × 排出係数 × 地球温暖化係数

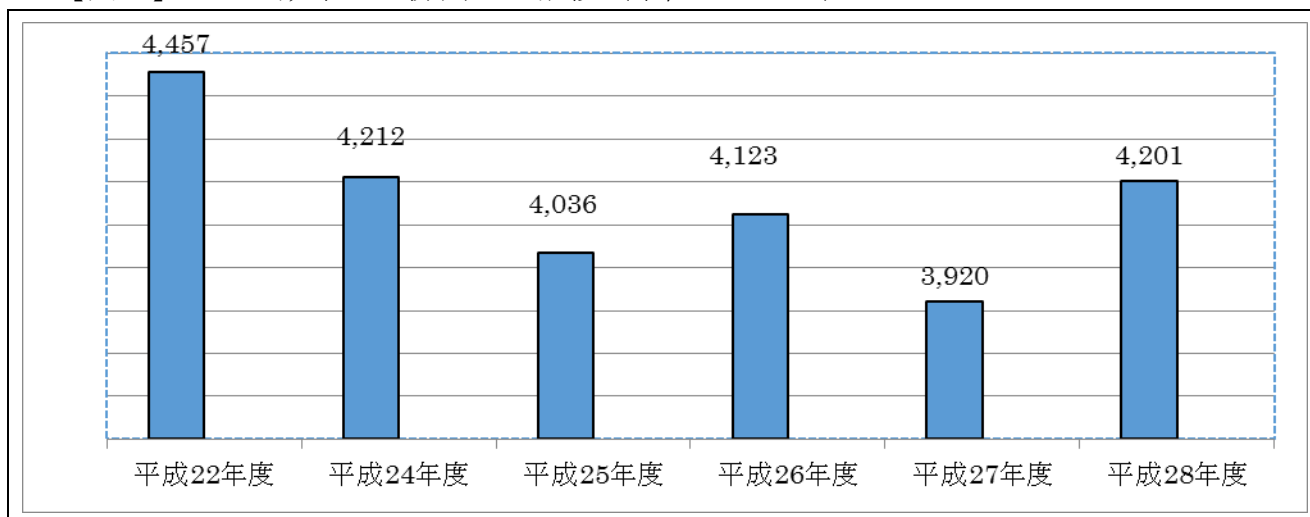
3 排出量の推移

計画に基づく平成24年度から平成28年度の温室効果ガスの排出量の推移は図1のとおりです。基準年度（平成22年度）より計画の最終年度である平成28年度の温室効果ガスを5%以上削減することを目標とし、5.7%の削減を達成することができました。また、表2にあるように、項目別では、冷暖房器具の適正使用や管理、LED電気器具への変更などもあり、電気使用量は31.3%、灯油、重油使用量は25.7%、LPG使用量は21.5%を削減することができました。ただし、計画

中に指定管理への変更や、学校の休校、保育園の廃止などがあり大幅削減されている状況もあります。一方、スクールバスや消防関係車両の増加などにより、自動車燃料費は22.3%の増加になっており、削減目標を達成できませんでした。

なお、温室効果ガスの算定には含まれませんが、環境保全への配慮から数値目標を掲げている用紙使用量は18.6%増加、上水使用量は16.2%減少となりました。

【図1】 温室効果ガス排出量の推移（単位 t-CO₂）



【表2】 目標と実績の比較

項目	平成22年度実績値	平成28年度目標	平成28年度実績値	評価
温室効果ガス排出量	4,457(t-CO ₂)	4,234(t-CO ₂) (削減率5%)	4,201(t-CO ₂) (削減率5.7%)	達成
用紙使用量	4,830,215枚	5%以上削減 (目標値 4,514,430枚)	18.6%増 (実績:5,729,419枚)	未達成
上水使用量	110,899m ³	5%以上削減 (目標値 95,710 m ³)	16.2%減 (実績:92,979 m ³)	達成
電気使用量	6,158,751kw	6%以上削減 (目標値 4,195,557kw)	31.3%減 (実績:4,231,637kw)	達成
自動車燃料使用量	56,488ℓ	4%以上削減 (目標値 53,663ℓ)	22.3%増 (実績:69,088ℓ)	未達成
灯油・重油使用量	499,878ℓ	4%以上削減 (目標値 437,190ℓ)	25.7%減 (実績:371,583ℓ)	達成
LPG使用量	5,049m ³	3%以上削減 (目標値 4,416 m ³)	21.5%減 (実績:3,964 m ³)	達成

4 目標年度の種類別温室効果ガス排出量

目標年度の温室効果ガスの総排出量は4,201 t-CO₂ですが、二酸化炭素の排出量が96.9%を占めています。

【表3】 種類別温室効果ガス排出量（第3期行動計画）

	温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算 排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
①	二酸化炭素 (CO ₂)	4,071	96.9
②	メタン (CH ₄)	0.13	0.01
③	一酸化二窒素 (N ₂ O)	129	3.07
④	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.87	0.02
	合 計	4,201	100

5 目標年度における要因別温室効果ガス排出量

目標年度における温室効果ガス総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出が54.99%を占めています。次いで、また、灯油や重油などの施設で使用する燃料使用量が37.9%になっており、建築物で使用される燃料などからの排出量が92.89%を占めています。

【表4】 要因別温室効果ガス排出量（第3期行動計画）

温室効果ガス種類	使用するエネルギー	単位	使用量	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
①	電気	Kwh	4,231,637	2,310	54.99
	灯油	ℓ	162,188	1,592	
	A重油	ℓ	209,395		
	LPG	m ³	3,964		
	廃棄物の処理	廃プラ	t		215
	②	車両燃料の使用	ガソリン	ℓ	36,144
軽油			ℓ	32,944	
③	廃棄物の処理	一般廃棄物	t	7,174	129
	自動車の走行	km	455,707		
	下水道の処理	m ³	3,635,164		
④	カーエアコンの使用	台	66	1	0.02
	合 計			4,201	100

6 計画策定の方針

第3期行動計画では、温室効果ガスの削減目標を達成することはできましたが、国

の地球温暖化対策計画では、これまで以上の削減目標が求められています。そのため、第4期行動計画においては、特に排出割合の高い電気や庁舎等燃料の使用について業務の効率化を図るとともに、全職員への周知徹底を図ります。また、計画の円滑な推進のために、体制の強化を図り、上市市快適環境基本計画推進委員会を中心に計画の実行と進行管理を行います。

第3 基本的事項

1 目的

温対法第21条第1項には、地方公共団体に対して「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に対する措置に関する計画」（地方公共団体実行計画）の策定を義務づけています。

第4期行動計画は、同条に基づいた計画として位置付けるものとして、本市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減の実現に向けて、職員自らが環境に配慮した行動を率先実行することにより、取組みの全市的な普及に努めることを目的とします。

2 対象とする範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

本市が行う全ての事務事業とします。

(2) 対象とする施設の範囲

指定管理者制度導入施設を含めた全ての施設とします。

(3) 排出係数

数値の変更があれば変更後の数値とします。

(4) その他

計画の運営にあたっては、市民サービスの維持に留意します。

3 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定される7種類のガスのうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類とします。パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄、三ふッ化窒素は使用がないと考えられるため対象外とします。

【表5】 対象とする温室効果ガスの種類（第4期行動計画）

温室効果ガスの種類	対象	温室効果ガスを発生する主な活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	○	燃料（灯油・ガス・重油等）の使用 自動車用燃料（ガソリン・軽油）の使用 電気の使用
メタン（CH ₄ ）	○	自動車の走行 終末処理場における下水等の処理 浄化槽の処理

一酸化二窒素 (N ₂ O)	○	自動車の走行 終末処理場における下水等の処理 浄化槽の処理
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	○	自動車のエアコン使用
パーフルオロカーボン (PFC)	×	半導体等製造用や電子部品などの不活性剤
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	×	変電設備に封入される電気絶縁ガス
三ふっ化窒素 (NF ₃)	×	半導体等製造装置用クリーニング剤

4 基準年度・計画期間・目標年度

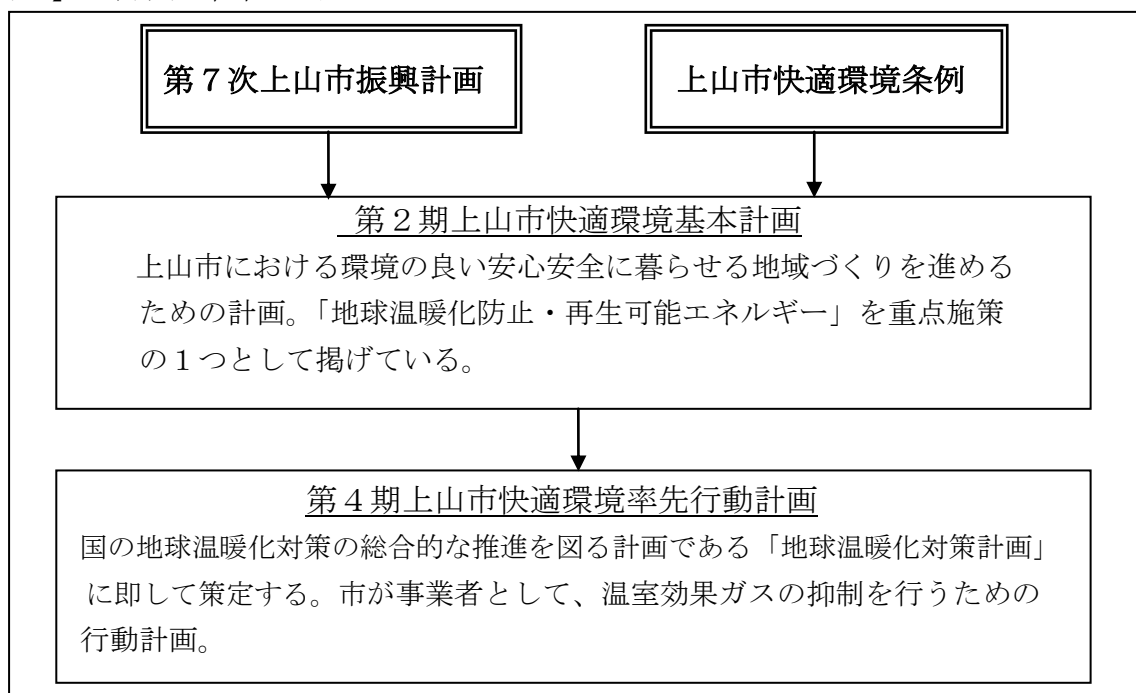
国の地球温暖化対策計画に即して、計画の基準年度は2013年度(平成25年度)、目標年度は2030年度(令和12年度)とします。計画期間は、2018年度(平成30年度)からの13年間になります。

また、本計画で定めた目標値や進捗状況などを踏まえ、概ね5年ごとに計画改定の要否を判断し、必要に応じて一部改定や全部改定などを実施します。ただし、地球温暖化対策の国内・国際情勢の変化、本市をとりまく環境の変化がある場合には、大幅な改定が必要と認められる場合には、適時実施します。次回の改定要否判断は2023年度(令和5年度)とします。

5 位置づけ

本計画は、「第7次上山市振興計画」と「上山市快適環境条例」の基に策定されている基本計画の地球温暖化対策に関する内容を具体化するための計画として位置付けます。

【図2】 計画の位置づけ



第4 温室効果ガスの削減目標

1 目標設定の考え方

国の地球温暖化対策計画に記載されている削減目標に即しながら設定します。

(1) 基準年度の種別別温室効果ガス排出量

上山市の2013年度(平成25年度)の温室効果ガス総排出量は、5,708 t-CO₂です。

【表6】 種別別温室効果ガス排出量(第4期行動計画)

	温室効果ガス	排出量(t-CO ₂)	割合(%)
①	二酸化炭素(CO ₂)	5,332	93.41
②	メタン(CH ₄)	145	2.54
③	一酸化二窒素(N ₂ O)	230	4.03
④	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1	0.02
	合計	5,708	100

(2) 基準年度における要因別温室効果ガス排出量

基準年度における温室効果ガス総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出が67.33%、次いで、灯油や重油などの施設で使用する燃料使用量が23.32%で、建築物で使用される燃料使用量が9.1%を占めています。

【表7】 要因別温室効果ガス排出量(第4期行動計画)

温室効果ガス種類	使用するエネルギー	単位	使用量	二酸化炭素換算排出量(t-CO ₂)	割合(%)	
①	電気	Kwh	6,405,904	3,843	67.33	
	灯油	ℓ	215,213	1,331		
	A重油	ℓ	281,792			
	LPG	m ³	4,762			
	② ③	ガソリン(公用車以外)	ℓ	3,177	12	2.76
		軽油(公用車以外)	ℓ	1,792		
		ガソリン(公用車)	ℓ	34,269	146	
		軽油(公用車)	ℓ	25,813		
② ③	自動車の走行	ガソリン	Km	338,867	375	
		軽油	Km	130,020		
	下水道の処理		m ³	3,660,389		
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理		人	6,247		

④	カーエアコンの使用	台	67	1	0.02
合 計				5,708	100

2 温室効果ガス総排出量に関する数値目標

(1) 国の数値目標

地球温暖化対策計画における中期目標は、2013年度（平成25年度）比、2030年度（令和12年度）26%削減です。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量の「業務その他部門」（事業所における電気や燃料等からの二酸化炭素排出量）の目標は40%削減になっています。

(2) 削減ポテンシャルの積上げに基づく目標水準の検討

表7の要因別温室効果ガス排出量から見ると、庁舎及びその他の施設に関連する電気や燃料に係る二酸化炭素排出量が多くを占めているため、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成29年度環境省作成）を参考に建築物削減ポテンシャルを算定しました。算定後、基準年度から目標年度の削減率と削減量を算出したものが表8及び表8-2のとおりであり、40%以上の削減の達成は可能であると考えられます。

※ 建築物削減ポテンシャルとは、2017年度（平成29年度）の温室効果ガス排出量をベースに、運用措置及び改修措置による2030年度（令和12年度）までの削減量を推定したものです。

【表8】 二酸化炭素排出量の建築物削減ポテンシャル

年 度	温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	削減率 (%)
2013年度（平成25年度） 基準年度	5,186.3	—
2017年度（平成29年度）	4,859.5	6.3
2030年度（令和12年度） 目標年度	3,087.5	<u>40.5</u>
削減量	<u>2,098.8</u>	—

【表8-2】 上記のエネルギー別削減量

エネルギー種別	削減量 (t-CO ₂)
電 気	1,777.4
灯 油	134.0
A 重油	179.0
L P G	4.7
ガソリン（公用車以外）	1.6

軽油（公用車以外）	2.2
合計	<u>2,098.8</u>

(3) 数値目標

二酸化炭素排出にかかるエネルギーとして、目標とする数値を以下のとおりとします。

【表9】 エネルギー使用量目標値

使用するエネルギー	単位	使用量	目標	削減率
電気	Kwh	6,405,904	5,584,278	12.8%
灯油	ℓ	215,213	161,396	25.0%
A重油	ℓ	281,792	215,756	23.4%
LPG	m ³	4,762	4,050	14.9%
ガソリン（公用車以外）	ℓ	3,177	2,488	21.7%
軽油（公用車以外）	ℓ	1,792	938	47.7%
ガソリン（公用車）	ℓ	34,269	28,443	17.0%
軽油（公用車）	ℓ	25,813	21,423	17.0%

※ 表9のうち電気から軽油（公用車以外）については、(2)の建築物削減ポテンシャルの削減量から算定した数量であり、公用車分のガソリン・軽油については17%の削減としています。その他の温室効果ガスについては、割合が低いため、2013年度（平成25年度）の数量の現状維持を目標とします。

※ 上記の取組みが実施された場合の温室効果ガス排出量は、3,603 t-CO₂であり、36.9%の削減になります。国の中期目標である26%より多い削減率にはなりますが、今後の公共施設等総合管理計画の状況等も勘案し見直しも考えていきます。

※ なお、目標年度における電気の排出係数は、「地球温暖化対策計画」の個別対応の「電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減」として掲げられている、0.37kg-CO₂/kwhを用いています。

3 社会全体の温室効果ガスの排出量を削減する措置の目標

本市の事務事業の温室効果ガス総排出量の削減にはなりません。社会全体として削減される措置についての目標として、水道使用量、紙使用量の2項目についてもそれぞれ削減目標を設定します。対象は庁舎内の水道使用量とコピー用紙使用量とします。

【表 1 0】 水道使用量、紙使用量削減目標

項目	基準年度使用量	目標	削減率
水道使用量	11,020 m ³	6,612 m ³	40%以上
紙使用量	1,381,086 枚	1,104,000 枚	20%以上

第 5 温室効果ガス削減の基本方針

1 目標達成に向けた取組みの基本方針

削減目標を達成するため、次に掲げる基本方針を制定し、実行していきます。

- (1) 本市が行うすべての事務事業について、業務の効率化を図りながら、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- (2) 計画の実効性及び推進を図るために、毎年、温室効果ガス結果を公表します。
- (3) 本計画の対象施設において、エネルギー使用量等に関する点検、評価または改善を実施し、定期的に見直ししながら、温室効果ガスの持続的な削減を図ります。
- (4) 本計画について全職員に周知徹底を図り、温室効果ガス排出抑制意識の高揚を図ります。

第 6 具体的な取組事項

1 省エネの推進

(1) 照明器具

- ◆廊下や階段の照明は、使用に支障がない明るさがある場合は消灯します。
- ◆昼休みや残業時は、不要な箇所の照明は消灯します。
- ◆会議室、トイレ及び倉庫など利用者がいない場合には消灯します。
- ◆特に必要のない場所は、あらかじめ照明灯を外します。
- ◆照明器具の定期的な清掃と適正な時期での交換を実施します。
- ◆毎週金曜日の「ノー残業デー」には、午後 6 時以降の事務室の消灯を推進します。

(2) O A 機器

- ◆外出時には、パソコンの主電源を切ります。
- ◆退勤時には、コピー機（FAX受信機）やシュレッダー、プリンター等、身の周りの機器の電源が切られていることを確認します。
- ◆電気製品を長時間使用しない時には、主電源を消すかコンセントからプラグを抜きます。

(3) 冷暖房設備

- ◆冷房中の室温は 28℃、暖房中の室温は 20℃に設定し、サーキュレーター等を使用し効率のよい温度管理に努めます。
- ◆カーテン、ブラインド、断熱フィルタ等を効率的に使用し、冷暖房の効率化を図ります。
- ◆エアコン等の冷暖房機器のフィルタを定期的に清掃します。
- ◆旧型の冷暖房機器を設置している施設は、燃料消費量や使用状況を考慮して、更新

等を検討していきます。

2 物品等の合理的な購入と使用及び管理

- ◆照明器具及び空調機器等は、省電力タイプのものを選定します。
- ◆物品、消耗品の節約に努め、購入は計画的に行います。
- ◆グリーン購入法による環境物品の購入や環境ラベリング（エコマーク・グリーンマーク等）対象製品の購入を推進します。

※エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負担が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるラベル

※グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のためのマーク。古紙を原則40%以上利用した製品に表示が許されたマーク。

- ◆電気製品を新規に購入する場合には、「エネルギースター」や「省エネラベリング制度」などを選定基準に加えるように努めます。

※エネルギースター

アメリカ環境保護局が、1993年より推進しているOA機器の省エネルギー化に関する環境ラベリング制度で、日本では経済産業省が1995年よりパソコンなどオフィス機器を対象に「国際エネルギースタープログラム」として実施している。一般的なパソコンではアイドル時、スリープ時、電源オフ時を考慮した標準年間消費電力量の基準値を設定しており、これを満たした製品には、ENERGY STARのロゴマーク表示が認められる。

※省エネラベリング制度

2000年にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すもの。この省エネラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国が定める目標値（トップランナー基準＝省エネ基準）をどの程度達成しているか、その達成度合い（%）を表示している。

- ◆使用可能な物品については、消耗品の交換や修理により長期的な使用に努めます。
- ◆自動販売機の設置更新の際には、省エネルギー型の導入に努めます。

3 公用車の適正使用の推進

- ◆急発進、急加速の禁止、早めのアクセルオフ、アイドリングストップの励行等、エコドライブを推進します。
- ◆公用車から離れる時にはエンジンを切り、無駄なアイドリングを控えます。
- ◆遠距離移動の場合には、できるかぎり公共交通機関を積極的に利用します。
- ◆タイヤの空気圧、オイル等の車両点検及び整備を定期的実施します。
- ◆公用車の更新時には低燃費車や低公害車の導入を推進します。

4 用紙と水道使用量の抑制

(1) 用紙類の合理的な使用

- ◆両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、片面使用済み用紙を積極的に再利用します。

- ◆会議資料等のページ数や配布部数は必要最低限の量とします。
- ◆庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進します。
- ◆外注印刷物は、再生紙の使用を推進します。

(2) 節水及び水の有効利用の推進

- ◆水道の使用にあたっては、適切な水量での使用や、こまめに水栓を止めるように努めます。
- ◆洗剤等は必要最小限の使用に努めます。

5 再生可能エネルギーの利用促進と施設の建築、管理における配慮

(1) 再生可能エネルギー設備の導入

- ◆地球温暖化の防止を始め、電力の平準化や環境・エネルギー教育の推進を図るため、太陽光発電等の新エネルギー設備を推進します。

(2) 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

- ◆建設副産物の積極的な利用を促進します。
- ◆建設副産物の発生の抑制、適正処理を推進します。
- ◆排ガス対策建設機械の使用を推進します。
- ◆施工時期や作業時間帯について可能な限り配慮します。
- ◆コンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物の再利用や発生土砂の有効利用を推進します。

(3) 施設等の建築及び改修における配慮

- ◆施設等の建築及び改修にあたっては、用地の選定から設計・施工・運営に至るまで環境負荷の低減に配慮し、下記の項目について可能な限り、導入を図ります。

① 断熱材や採光・通風に配慮した構造

② 温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー機器

庁舎、街路灯、市有施設の設備の新設、更新時には省エネ効果の高いトップランナー方式に適合した製品やL2-Tech 認証製品の機器の導入します。また、設備導入時は、外光を取り入れた照度を踏まえた照明配置の検討や、施設の利用実態に合わせた空調機器の制御方法を検討します。

③ 太陽光発電等の新エネルギー機器及び設備

市有施設に、太陽光発電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、燃料電池システム（エネファーム）などの新エネルギー機器を可能な限り導入します。

④ 施設用地の緑化

⑤ 電気自動車の充電スタンドの設置

6 職員の環境保全意識の向上

- ◆環境保全に関する研修会等へ積極的に参加します。
- ◆環境情報誌、パンフレット等より環境に関する情報提供啓発を行います。
- ◆計画における各課や施設の取組み状況や数値目標などの進行管理について、広報を行い、各職員意欲が持てるように努めます。

7 温室効果ガスの吸収源対策

(1) 緑地等の適正な管理

- ◆庁舎や施設の植栽について、緑を良好に保つために適正な育成管理を行います。
- ◆緑地、歩道、側溝等の管理を適切に行います。

第7 計画の進行管理

1 推進体制

この計画を円滑に推進するために、統括責任者である市長をトップとするカーボン・マネジメント体制を構築します(図3)。国の事務事業編に基づく取組みを強化拡充し、温室効果ガス排出量の削減に向けた検討・対策を、組織を挙げて実施していきます。また、体制強化に向けて、PDCAサイクルを定めて継続的な運用改善が行われるようにします。

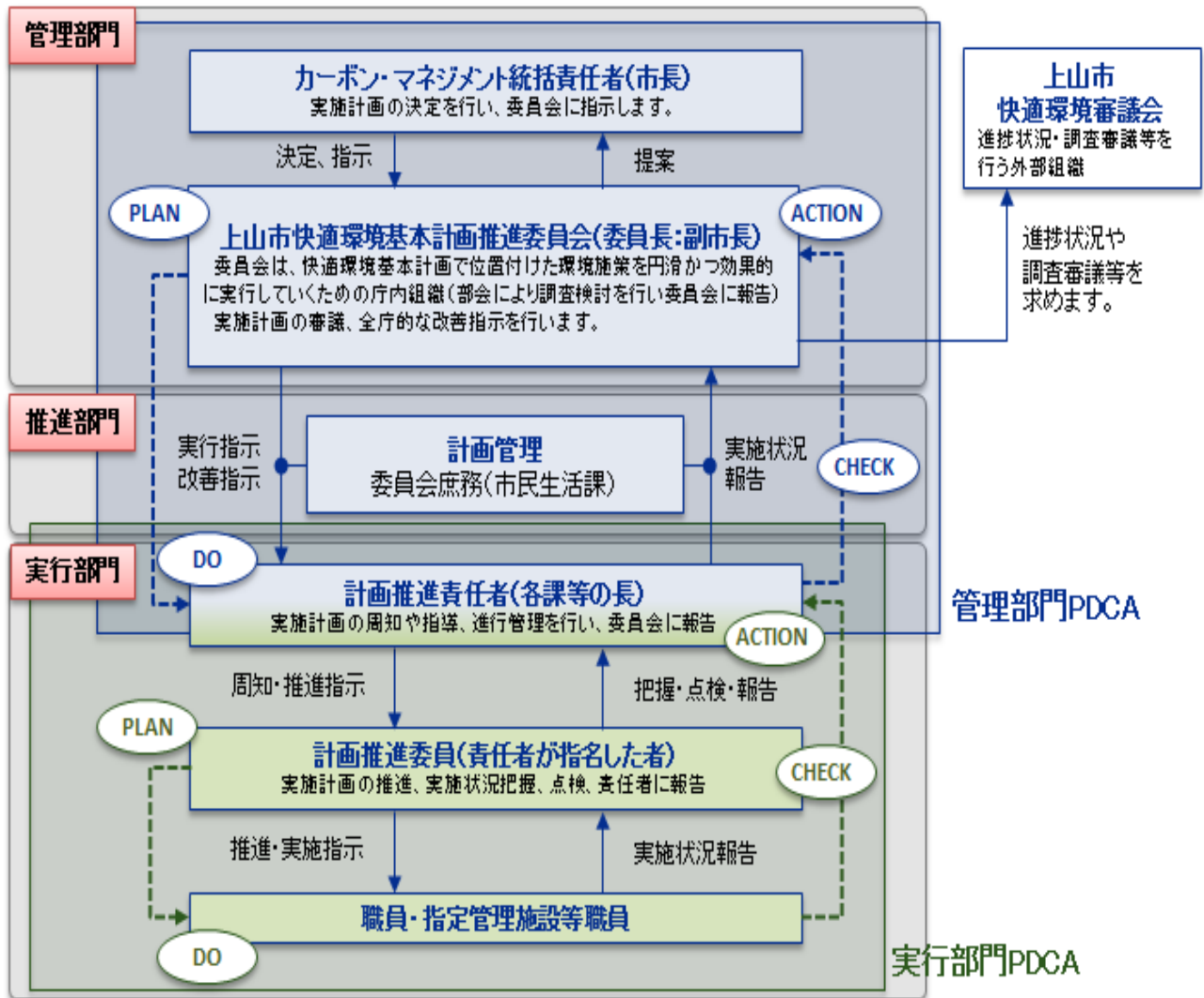
※カーボン・マネジメント体制とは二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの抑制や削減に向けた個々の取組みを強化する管理体制を言います。

- (1) 管理部門 — 上山市快適環境基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)
 - ① 委員会には推進部会を置き、具体的な推進を図るため、必要な調査検討を行います。
 - ② 委員会は実施計画を審議し、統括責任者に提案を行います。
 - ③ 統括責任者からの計画決定を基に、当該年度のCO₂削減目標と実施計画を実行部門へ指示します。
 - ④ 実行部門での取組状況について改善指示などを行います。
- (2) 実行部門 — 計画推進責任者及び計画推進員
 - ① 各課等に計画推進責任者(各課等の長)及び計画推進員(計画推進責任者が選任した者)を置き、各課等を単位とした取組みを推進します。
 - ② 計画推進責任者は、管理部門から指示があった実施計画の周知や指導を行い、計画推進員からの報告の検討や改善指示を行います。
 - ③ 計画推進員は、計画推進のための取組みを職員・指定管理施設等職員(以下「職員等」という。)に指示します。また、個別の温室効果ガス排出量を把握し計画推進責任者に報告します。
- (3) 推進部門 — 市民生活課(委員会庶務)

年1回、委員会への実施状況報告や、委員会からの指示を実行部門に報告し、計画の管理を行います。計画の実施状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量等は、市ホームページ等で公表します。
- (4) 外部組織

上山市快適環境審議会に計画の進捗状況等の報告を行い、意見を求めます。

図3 推進体制



【管理部門】

① 計画 (P l a n)

委員は統括責任者からの決定を受け計画の実行指示を行います。また、計画推進責任者への改善指示を行います。

② 実行 (D o)

計画推進責任者は計画実行のための取組を行います。

③ 評価 (C h e c k)

計画推進責任者は、年1回、施設のエネルギー使用量の実施状況を委員会に報告します。

④ 改善 (A c t i o n)

計画推進責任者からの報告を受けて調査検討を行い、全庁的な改善指示と更なる取組推進のための実施計画の審議を行い、統括責任者に提案します。

【実行部門】

① 計画 (P l a n)

計画推進責任者は、計画推進委員に周知と推進指示を行います。計画推進委員は職員等に計画推進と実施指示を行います。

② 実行 (D o)

職員等は計画実行のための取組を行います。

③ 評価 (C h e c k)

職員等は年に2回、施設のエネルギー使用量の実施状況を計画推進委員に報告します。

④ 改善 (A c t i o n)

計画推進委員は、実施状況を把握し、計画推進責任者に報告をします。計画推進責任者は調査検討を行い、計画推進に対する指示を行います。